GIGA スクール端末等の処分委託業務仕様書

１．目的

GIGA スクール構想の下で整備された端末（以下、「GIGA スクール端末」という。）を含め、使用済となったパソコン・タブレット端末等には、いわゆる都市鉱山と呼ばれるレアメタル等の有用な金属が多く含まれており、国内で金属資源の枯渇リスクが顕在化する中、適正に再使用・再資源化を推進する必要性は、国が示した「第五次循環型社会形成推進基本計画（令和６年８月２日閣議決定)」でも明らかにされている。

他方、端末内には使用していた児童・生徒個人に紐づくデータが保存されていることから、それを適切に処分する必要性は極めて高い。こうした背景から、文部科学省・経済産業省・環境省は使用済み端末の適切な処分方法（令和５年 10 月 26 日付「GIGA スクール構想の下で整備された１人１台端末等の適切な処分（再使用又は再資源化）等について」）を提示しており、本業務においては、この方針に沿って適切に処分を行う事を目的とする。

２．受注条件

- 受注者は、次の２点について、当該実績の証明書類等の写しを入札参加申請時に発注者（以下、「甲」という。）へ提出すること。

（１）　受注者（以下、「乙」という。）は、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 57 号。以下、「小型家電リサイクル法」という。）第 10 条第３項の認定（使用済小型電子機器等の収集を行う区域に、静岡県を含んでいるものに限る。）を受けている事業者。

（２）　GIGA スクール端末が情報機器である性質を踏まえ、乙が「３．業務内容」に定める小型家電リサイクル法の認定計画に基づくパソコン・タブレットの処分実績（過去５年間に１件あたりの台数が本件と同程度の処分実績、または過去５年間のうちの連続する２か月間で本件と同程度の処分実績）を有する事業者。

３．業務内容

- 乙は、甲の公立小学校及び中学校で使用していたGIGAスクール端末等を回収し、小型家電リサイクル法において認定を受けた乙の再資源化事業計画に従い、回収したGIGAスクール端末等を再使用・再資源化する。なお、端末を再使用する場合には認定計画において「再使用の許可」を取得していること。
- GIGAスクール端末に含まれるデータの消去を、８．処分方法に定める方法で確実に実行し、端末毎にデータ消去完了証明書を発行する。なお、児童・生徒の情報漏洩リスクを回避するためにもデータ消去作業の再委託は行わず、乙自身が行うこと。
- 端末の残存価値を踏まえ、有償売払いを予定している。回収に必要な車両・運搬や必要な作業経費等を踏まえて買受金額を算出すること。

４．履行期間

契約の日の翌日から令和9年3月31日までとする。ただし、各学校からの端末回収は令和8年5月29日までに完了していること。

５．引渡し対象品

- GIGAスクール端末 iPad第8世代（SIMロック未解除）
- GIGAスクール端末の付属品（ACアダプタ・ケーブル・キーボード・タッチペン等）

６．予定数量・引渡し場所等

別紙１に記載の内容による。

７．引渡しの方法

- 甲および乙は、対象品を引渡す日時・場所・品目・数量等について事前に協議を実施する。乙は内容に基づき、引渡しに必要な車両等を手配する。なお、引渡しにおいても発注者である甲からの「直接回収の許可」を有しており、運搬においても認定計画に基づく回収を行うこと。
- 乙は、対象品の運搬に必要な梱包資材を事前に各引渡し場所へ配布すること。
- 引渡し前に甲においてMDM（モバイルデバイス管理）の登録解除、初期化を実施する。
- 挿入されているSIMカードについては乙にて抜き取るものとする。

- 対象品の運搬にあたっては、施錠可能な密閉型の車両を使用すること。また、各学校等での引渡し後は他の場所を経由せず処分拠点へ直行し、必要に応じて GPS 又はそれに準ずるような方法等で運搬車両の追跡ができる体制を整えること。

８．処分方法

乙は、引渡しを受けた対象品について、下記を満たす方法により処分を実施すること。

- 「小型家電リサイクル法」を遵守し、乙が関係省庁に提出した認定計画等に準拠した方法で処分（再使用・再資源化）を実施する。
- GIGA スクール端末が情報機器である性質を踏まえ、盗難や情報漏洩等が発生しないように、作業場所全体を監視可能な複数の防犯カメラの設置、作業者の不正防止策（記憶媒体等の持ち込み・持ち出し等を防止する方法、入退室のログ管理・保存、専用制服の着用等）の実施、異常を検知する警備システムの導入等、万全なセキュリティの確保・不正防止に必要な処置を講ずること。
- 処分（再使用・再資源化）にあたっては、甲が定める教育情報セキュリティポリシーに基づいたデータ消去を行うこと。具体的な方法として、作業ログの取得が可能な専用ソフトを用いた上書き消去方式・ブロック消去方式・暗号化消去方式等で確実に消去を行うこと。故障等により専用ソフトを用いた消去が不可能な端末は、データの復元が不可能といわれる状態まで記憶媒体を物理的に破壊（内部のフラッシュメモリが実装された基板（ロジックボード）、あるいは端末本体ごと物理的に粉砕処理を行うこと等）を行う等、当該データの重要性分類に応じた適切な消去方法を用いること。なお、HDD 用のデータ消去方法ではデータが残存している可能性があるため、データ消去方法としては不適切である。
- 抜き取った SIM カードも破砕処理を行うこと。
- データ消去作業は信頼性の担保された ADEC（データ適正消去実行証明協議会）の消去プロセス認定を最高レーティングで受けた事業者が行うこと。
- データ消去完了後は、端末毎の個体番号・消去方法・消去完了日時等が記載されたデータ消去完了証明書を発行し、甲が端末毎にデータ消去作業の完了を確認できるようにすること。また、データ消去完了証明書に

記載された内容を 5 年間保管し、甲の求めに応じて開示できるように保存しておくこと。

- GIGA スクール端末を再使用する場合は、甲が所有していたことが明らかなシール等は全て削除すること。

９．業務完了の確認

乙より提出を受けたデータ消去完了証明書で、各端末のデータ消去作業が完了した事を確認し、さらに引渡し品が再資源化された報告をもって履行されたものとみなす。

１０．協議事項

甲の担当職員との連絡を密にして業務に当たること。一連の各対応については、仕様を満たしているか、作業実施前に甲と確認を行うこと。なお、本仕様書に定めのない事項については、甲の担当職員と協議しその指示に従うこと。

１１．留意事項

（１）　損害賠償 委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、甲の責に帰すべきものを除き、全て乙の責任において処理すること。

（２）　その他

- 乙は、契約時に受託条件に合致していることを証明する書類を提出すること。
- 本業務では、個人情報を含む機器を取り扱う可能性があるため、乙は、業務の従事者に対し個人情報保護に関する研修を十分に行い、引渡した端末に含まれる個人情報の保護に努めること。
- 予定数量は変動する可能性がある。最終台数は甲乙協議の上で最終確定するものとする。
- 乙は本業務が困難となる事由が生じた場合は、業務を一時停止し、直ちに甲へ当該事由の内容及び甲が受ける影響が最小限となる措置を講じる旨を、速やかに書面をもって通知すること。
- 乙の受託作業開始後であっても、仕様を満たせないことが判明した場合、甲は契約を解除する事ができる。その場合の補償等は一切行わない。

（別紙１）予定数量・引渡し場所

学校等の名称	位置	連絡先	予定端末数	付属品の有無
御殿場市立 御殿場小学校	御殿場市萩原 361 番地の１	0550- 82-0100	1075	タッチペン、キーボード、 充電器、アダプター
御殿場市立 御殿場南小学校	御殿場市川島田 580 番地	0550- 82-0911	738	タッチペン、キーボード、 充電器、アダプター
御殿場市立 富士岡小学校	御殿場市中山 １６１番地	0550- 87-1006	569	タッチペン、キーボード、 充電器、アダプター
御殿場市立 神山小学校	御殿場市神山 ４７８番地の２	0550- 87-0030	244	タッチペン、キーボード、 充電器、アダプター
御殿場市立 原里小学校	御殿場市川島田 １９０２番地	0550- 89-0458	484	タッチペン、キーボード、 充電器、アダプター
御殿場市立 玉穂小学校	御殿場市中畑 ４４１番地	0550- 89-0545	446	タッチペン、キーボード、 充電器、アダプター
御殿場市立 印野小学校	御殿場市印野 １７１０番地	0550- 89-2533	120	タッチペン、キーボード、 充電器、アダプター
御殿場市立 高根小学校	御殿場市塚原 ３８番地の５	0550- 82-1003	276	タッチペン、キーボード、 充電器、アダプター
御殿場市立 朝日小学校	御殿場市川島田 ８４番地の１	0550- 84-0188	388	タッチペン、キーボード、 充電器、アダプター
御殿場市立 東小学校	御殿場市西田中 310 番地	0550- 83-0415	340	タッチペン、キーボード、 充電器、アダプター
御殿場市立 御殿場中学校	御殿場市萩原 ３６４番地	0550- 82-0356	712	タッチペン、キーボード、 充電器、アダプター
御殿場市立 富士岡中学校	御殿場市中山 ８２５番地の１	0550- 87-1122	557	タッチペン、キーボード、 充電器、アダプター
御殿場市立 原里中学校	御殿場市川島田 １３６３番地の１	0550- 89-0338	423	タッチペン、キーボード、 充電器、アダプター
御殿場市立 西中学校	御殿場市中畑 ６６２番地の２	0550- 89-0543	307	タッチペン、キーボード、 充電器、アダプター
御殿場市立 高根中学校	御殿場市塚原 ４番地の１	0550- 82-1029	130	タッチペン、キーボード、 充電器、アダプター
御殿場市立 南中学校	御殿場市萩原 １３２７番地	0550- 83-8434	454	タッチペン、キーボード、 充電器、アダプター
御殿場市 教育委員会	御殿場市萩原 ４８３番地	0550-82- 4525	2	タッチペン、キーボード、 充電器、アダプター

※なお、回収数量の確定は、各学校等での引渡し時に甲乙の担当者立会いのもとで行うものとする。引渡し完了後の数量差異については、原則として認めない。